

論点のまとめと方向性の確認

計画の方向性に関わるキーワード (参考資料1)

1 地球環境問題への対応

SDGs

ゼロカーボン

プラスチック問題

2 分別の徹底・リサイクル

広報・PR、啓発活動

新規転入者等への周知

古紙リサイクル・品質確保

事業者との連携

3 発生抑制

食品ロス対策

枝・草・葉の資源化

事業者との連携

4 市民・事業者との連携

環境教育

産学官民の連携・協働

5 災害時等の対応

災害廃棄物処理計画

感染症等への対応

本計画の目指す方向性に関する課題と論点

<ul style="list-style-type: none"> ●強化・継続すべき課題 その1 ○リユース（再使用）の取組 ○家庭ごみ減量行動の促進 ○事業系ごみ減量行動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな課題 その1 ○食品ロス対策の推進 ○ワンウェイプラの削減
<ul style="list-style-type: none"> ●強化・継続すべき課題 その2 ○資源分別の徹底 ○事業系資源の資源化促進 ○集団回収の促進 ○事業者の自主回収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな課題 その2 ○プラスチックの資源化 ○有機性資源の資源化
<ul style="list-style-type: none"> ●強化・継続すべき課題 その3 ○適正排出の維持 ○収集運搬体制の維持 ○ふれあい収集の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな課題 その3 ○ふじみRCの更新 ○災害廃棄物処理計画策定検討
<ul style="list-style-type: none"> ●強化・継続すべき課題 その4 ○情報発信・普及啓発 ○環境教育 ○市民・事業者等の活動支援 ○連携・協働の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな課題 その4 ○新しい広告媒体の活用

キーワード・課題を踏まえた4つの方向性

方向性1

ごみの発生抑制・排出抑制の推進

方向性2

資源化の推進

方向性3

適正かつ安定的な処理の確保

方向性4

普及・啓発・連携の推進

「さらなるごみの減量・資源化の推進について (建議)」

<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみの減量・資源化 ・食品ロスの削減 ・枝・草・葉の資源化 ・古紙類の資源化推進 	<p>今後のプラスチックリサイクルのあり方の検討</p>	<p>事業者へ向けたPR・意識啓発への取組</p>
--	------------------------------	---------------------------

【継続・強化】

○リユース（再使用）の取組

・各種情報発信やリユース体験の機会を増やすことを通じ、家具や衣類、食器類などのリユースを引き続き促進していくことが必要です。

○家庭ごみ減量行動の促進

・無駄な物を買わない、生ごみの水切り、製品の修正・再生など、家庭ごみを減らすためのさまざまな行動を促進していくことが引き続き必要です。

○事業系ごみ減量行動の促進

・事業系ごみの削減を促すため、事業所の規模や業態に応じた指導や普及啓発を引き続き進めることが必要です。

【新規】

1 食品ロス対策の推進

○食品ロス対策の推進は、現行計画でも「1-③家庭ごみの減量策の強化」の中でも取上げられています。

○しかし、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会の建議（以下、「建議」という。）にも取上げられたように、食品ロスの削減は家庭への普及啓発だけではなく、食品関連事業所との連携や、福祉・教育分野との連携など、多様な取り組みが求められると考えられるため、新たに取り組むべき課題として取上げます。

2 ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減

○「脱プラスチック」「ゼロカーボン」は世界的な取り組み課題となっています。

また、我が国においても「プラスチック資源循環促進法」が2022年4月から施行される予定となっています。

○建議に取上げられたように、市民・事業所・行政がそれぞれの役割を深化し、互いに連携してプラスチックの削減を進めていくことが必要です。

【継続・強化】

○資源分別の徹底

- ・ごみに混入して排出されている資源の分別徹底を引き続き図る必要があります。
特に「雑がみ」については紙製容器包装やOA紙、はがきなど種類も多いことから、市民にその情報が十分に届いていないことが課題となっています。
- ・また、公共施設の回収ボックスなどで行われている使用済小型家電やインクカートリッジ等の拠点回収も引き続き拡充を図る必要があります。

○事業系資源の資源化促進

- ・事業所から排出される食品廃棄物、段ボールやOA紙といった古紙類、プラスチック類、金属・ガラス類など資源化が可能な不用物については事業所の責任において分別排出・資源化を進めるよう、引き続き指導や情報提供を図っていく必要があります。

○集団回収の促進

- ・自治会やPTA等による集団回収は、地域のコミュニティづくりに寄与する観点からも継続していくことが望ましいと考えられます。さらに、新聞・雑誌類の部数減に伴う排出量の減少への対応や、古紙類の分別品質保持の観点などから、集団回収の維持・拡大のあり方を検討していく必要があります。

○事業者の自主回収の促進

- ・発泡トレイや紙パック、ペットボトルといった品目の店頭回収は多くのスーパーマーケット等で取り組まれており、充電電池や携帯電話、プリンターのインクカートリッジ等の回収もメーカー（団体）により行われています。
- ・さらに昨今では、メーカーが自社製品のプラスチック容器を回収したりするなど、さまざまな形で事業者による自主回収の取組が広がりつつあり、こうした動きをさらに促進していくための方策を検討する必要があります。

【新規】

1 プラスチック類の資源化

- ・現在市では、容器包装リサイクル法に基づく「容器包装プラスチック」の分別収集を行っていますが、「プラスチック資源循環促進法」により、プラスチック製品を容器包装プラと一括回収し、リサイクルできるしくみが導入されます。
- ・製品プラスチックのリサイクルにより、どの程度の環境負荷（CO₂）の削減効果が得られるのか、市民の分別の手間などはどう変わるのか、コストはどの位かかるのかなど、多様な角度から検証し、本市のプラスチック類の資源化のあり方を検討する必要があります。

2 有機性資源（生ごみや枝・草・葉）の資源化

- ・現在市では、家庭用生ごみ処理器やコンポスト容器の購入補助や、チップカーによる剪定枝チップ化支援事業により、家庭内での有機性資源の有効利用を促進しています。
- ・枝・草・葉の資源化については、多摩地域においても分別収集して資源化している事例があることから、これらの先進事例を参考にしつつ、処理量、処理主体、資源化物の利用方法、費用対効果、エネルギーバランスなど、総合的な検討を進めていくよう、建議で求められています。
- ・生ごみの資源化についても、中長期的な観点から有効利用のあり方について検討する必要があります。

【継続・強化】

○適正排出の維持

- ・資源・ごみの排出ルールの徹底や不適正排出の撲滅に向け、引き続き取組を進めていく必要があります。
- ・水銀含有物、スプレー缶や充電電池といった危険性・有害性を持つごみの適正排出も継続して徹底する必要があります。

○ごみを取り巻く環境の変化等に対応した収集運搬体制の維持

- ・コロナ禍による家庭ごみ・事業系ごみの変化や、資源の排出量・質の変化などに応じ、引き続き効率的な収集運搬体制を維持していくことが求められています。

○ふれあい収集の継続

- ・高齢者・障害者への対応として実施しているふれあい収集については、利用者の声を取り入れながらサービスの向上を図っていく必要があります。

○最終処分量ゼロの維持

- ・ごみ減量・資源化の推進を通じ、引き続き焼却灰の発生量を減らしていくと共に、東京たま広域資源循環組合における焼却灰のエコセメント化事業の継続に協力していく必要があります。

【新規】

1 ふじみ衛生組合リサイクルセンター更新への対応

- 不燃・粗大ごみや容器包装プラスチック、ペットボトルの選別を行っているふじみ衛生組合リサイクルセンターは、老朽化のため令和9年度の竣工に向け、建て替え計画の検討が進められています。
- リサイクルセンターが適正な規模、処理プロセスで更新され、今後とも安定的に運用できるよう、組合を構成する三鷹市とも連携を図りながら、対象となるプラスチック類等の分別のあり方や処理対象量などを明らかにしていく必要があります。

2 災害廃棄物処理計画策定の検討

- 本市では、災害時の災害廃棄物やし尿の処理方法や処理体制などについて、平成26年度に「調布市災害廃棄物処理マニュアル」を策定しています。
- 平成29年度に東京都が「東京都災害廃棄物処理計画」を策定しており、近年の気象変動による水害の増加などを見すえ、一般廃棄物処理基本計画の中に調布市として災害廃棄物処理計画の策定を位置付けていくことが求められています。

【継続・強化】

○情報発信・普及啓発の継続・充実

- ・ごみの発生抑制の取り組みや資源分別の徹底、リサイクルなどを市民・事業者・行政が一体となって取り組むための効果的な情報発信・普及啓発のあり方について検討していく必要があります。
- ・新規転入者、単身集合住宅居住者等への周知を強化していく必要があります。

○環境教育・環境学習

- ・児童・生徒に対する環境教育や市民の自主的な学びの場を引き続き充実していく必要があります。

○市民・事業者の自主的な活動への支援

- ・市民や市民団体・地域団体によるさまざまな自主的な取り組みへの支援策を引き続き検討していく必要があります。
- ・事業所におけるさまざまな3Rの取り組みについても、「リサイクル推進協力店制度」や「エコ・オフィス認定制度」を拡充し、見直していく必要があります。

○連携・協働の推進

- ・市民、市民団体・地域団体、事業者団体、教育機関など、市内におけるさまざまな主体との連携・協働を図っていく必要があります。
- ・各主体が共通認識を持って取組を進められるよう、各種情報の可視化、取り組みの評価・点検の仕組みについても引き続き充実を図っていく必要があります。

【新規】

1 新たな広告媒体の活用

- 無関心層・若年層等への啓発を推進するため、フェイスブックやインスタグラム等のSNSなどの多様な広報ツールを活用した効果的な情報発信と、積極的なパブリシティ活動を検討・展開する必要があります。



○連携・協働の推進

市民・事業者・行政の連携・協働のあり方は。どのように具体化していくか。

○行政の役割

コロナ禍や少子・高齢化の進行などの社会情勢の変化の中で、行政がどのような役割を果たしていくべきか。